

更新手続きは8月31日までです

国民健康保険または後期高齢者医療

「限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）」

現在交付されている国民健康保険および後期高齢者医療の減額認定証の有効期限は平成28年7月31日までとなっております。

国民健康保険の減額認定証をお持ちの方

平成28年8月以降も認定が可能な方には、7月中旬に「申請のお知らせ」と「申請書」を送付しますので、引き続き必要な方は、8月31日(水)までに更新の手続きを行ってください。(認定証は申請を行った月の初日から有効となりますので、9月1日以降に申請をされますと、認定されない月が生じるようになります。)

後期高齢者医療の減額認定証をお持ちの方

なお、現在「区分才」または「区分Ⅱ」の認定証をお持ちの方で、その認定証の有効期間内の入院日数の合計が91日以上の場合、申請日から食事が更に減額されます。

現在、認定証をお持ちの方

合、入院日数が確認できる書類（病院の領収書など）

※同一世帯内に住民税の申告がまだお済みでない方がいらっしゃる場合（未申告の状態）、本来の負担区分判定ができないことがあります。その際は、各総合支所または各出張所の窓口で、まず申告をしていただくようお願いいたします。

葬祭費の支給申請を受け付けています

国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者がお亡くなりになられた場合、その葬祭を行なわれた方に対して、申請により保険者（町または山口県後期高齢者医療広域連合）から5万円を支給しています。

さい。

なお、葬祭を行なわれた翌日から2年を経過しますと時効により支給ができなくなりますので、ご注意ください。

■手続きに必要なもの

・葬祭を行なったことがわかる書類（会葬礼状や葬祭費用の領収書など）

・印鑑
・申請人の通帳

後期高齢者医療制度の歯科健康診査

山口県後期高齢者医療広域連合では、歯や歯肉の状態および口腔清掃状態などをチェックし、口腔機能の低下防止を図ることを目的に、歯科健康診査を行っています。

■健診項目 口腔状態の確認（虫歯や歯周病の有無等）、噛む力の確認、舌の動きの確認、のみこむ力の確認など

■対象者 ・前年度において75歳年齢到達により新たに被保険者資格を取得された方

・前年度において障害認定により新たに被保険者資格を取得された方

■期間 12月31日(土)まで

■実施場所 実施歯科医療機関については、6月末までに封書でお届けしている歯科健康診査受診券に同封しています。

■持参品 ①歯科健康診査受診券、②同封の質問票、③後期高齢者医療被保険者証

■自己負担額 300円

■問い合わせ

山口県後期高齢者医療広域連合業務課保健事業推進係

☎083(921)7112

■必要なもの

・保険証
・現在交付されている平成27年度の減額認定証

なお、現在「区分Ⅱ」の認定証をお持ちの方で、その認定証の有効期間内の入院日数の合計が91日以上の場合、申請することで食事が更に減額されます。

■申請場所

健康増進課医療保険班、各総合支所または各出張所

■必要なもの

・現在交付されている平成27年度の減額認定証

■限度額適用、標準負担額減額認定証、葬祭費に関する問い合わせ

健康増進課医療保険班

☎0820(73)5502